

東京都市計画道路の変更

東京都市計画道路に港歩行者専用道第8号線を次のように追加する。

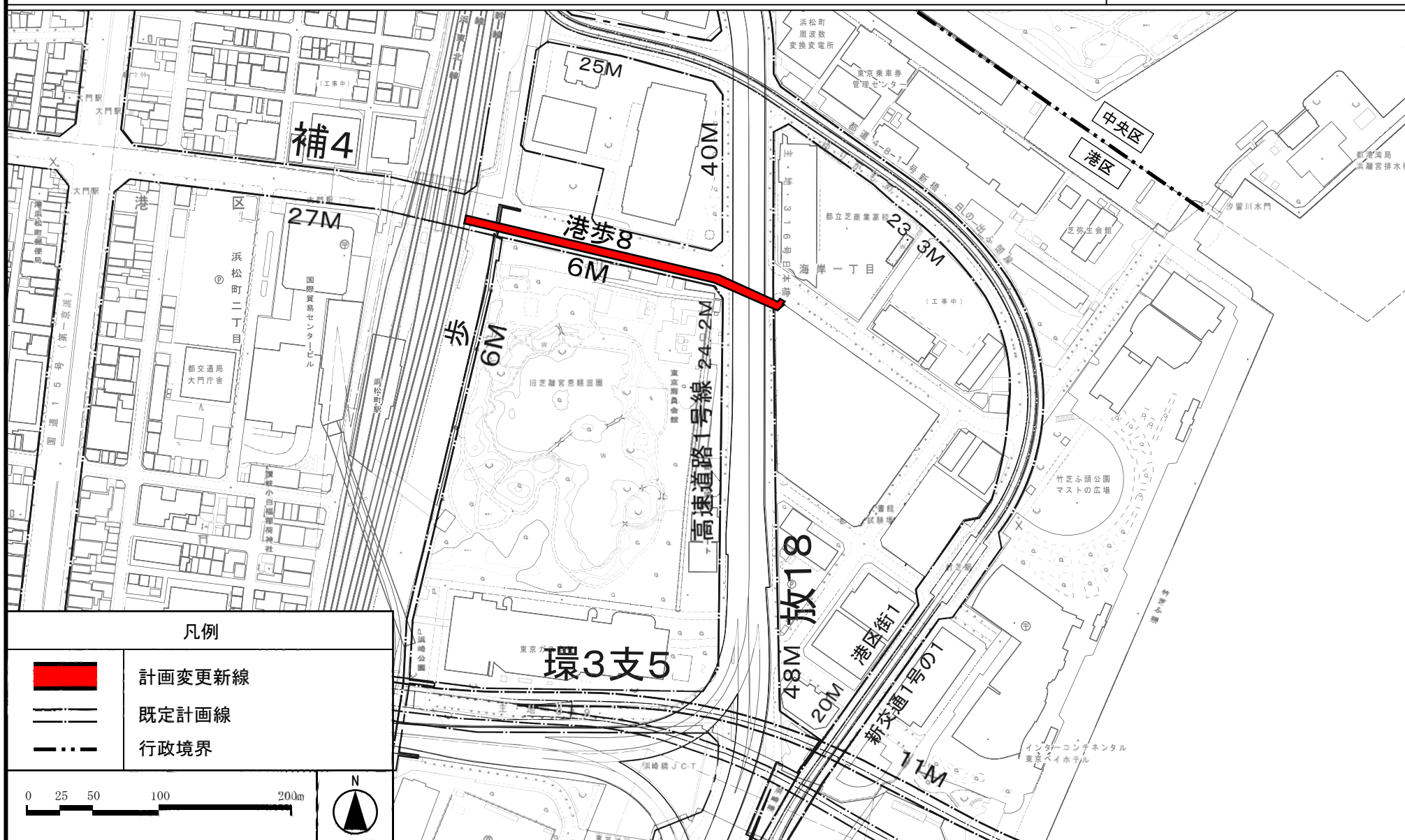
種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	幅 員	地表式区間における鉄道等との 交差の構造	
特殊 街路	港歩8	港歩行者専用道 第8号線	港区海岸 一丁目	港区海岸 一丁目	—————	約230m	嵩上式	6m	幹線街路放射第18号線と 立体交差 都市高速道路第1号線と 立体交差	歩行者専用道路

「位置、区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 : 浜松町駅から竹芝ふ頭に至る歩行者ネットワークの強化や安全性の確保、にぎわいの一体性、災害時の防災機能の向上など、さらにその周辺へ至る広域のネットワーク形成を図るため、歩行者専用道を追加する。

東京都市計画道路歩行者専用道

計画図



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京の共同著作物である平成23年度東京都縮尺1/2,500地形図を利用して作成したものである。無断複写を禁ずる。(承認番号)26都市基交測第165号(許諾番号)MMT利許第039号-51

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26都市基街測第157号、平成26年10月15日

国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路特殊街路
港歩行者専用道第8号線

2 理由

国家戦略特別区域に関する区域方針では、目標として、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番のビジネスしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出することとしている。

また、港歩行者専用道第8号線（以下、歩行者専用道）の位置する浜松町駅東側の地域は、特定都市再生緊急整備地域の「東京都心・臨海地域（環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木）」に指定されており、地域整備方針において、内外の企業が魅力を感じられる国際競争力の高いビジネス拠点を形成することを目標に、浜松町駅から竹芝ふ頭に至る歩行者動線の強化が明記されている。

しかしながら、浜松町駅から竹芝ふ頭を結ぶ経路が限られており、通勤、通学時には海岸通り交差点での歩行者滞留が見られるなど、将来の竹芝地区の建物更新に伴う歩行者交通負荷への対応が課題となっている。また、首都高速や海岸通りによるにぎわいの分断の解消や災害時の避難動線の確保等も求められている。

一方、竹芝地区において、都市再生特別地区による国際性豊かなにぎわいのあるビジネス拠点の形成を通じた都市再生の貢献を図る開発が計画されている。

こうしたことから、浜松町駅から竹芝ふ頭に至る歩行者ネットワークの強化や安全性の確保、にぎわいの一体性、災害時の防災機能の向上など、さらにその周辺へ至る広域のネットワーク形成を図るため、歩行者専用道の追加に関し、国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めるものである。